○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市千々石町庚字千々石岳四五六八の二〇、四五六八の一三一、四五六八の一三二、四五七一の五一、四五七一の五二、字上通山四七六〇の四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町服巻字山口四七九二の一五四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市山田字白木四七七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂字川ノ谷五三〇の一、五三〇の二、五三一、五三三、五三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九二の五、大字南方字猪ノ谷奥七二四、字井ノ谷山一四一二から一四一四まで、一四一五の一、一四一五の五、一四一六の一、一四一六の七、字井ノ谷上ミ平一四一八から一四二二まで、字高祖谷一四四五の一、一四四六の一、大字波多字ハタ谷七一三、七一六、字牛倉六八六の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字笏賀字大笏賀二八一、三〇七、字本笏賀三八三、字六良坂四一三の一、字李良路谷四七七の一、四七七の二、四七九の一、四七九の二、大字小河内字向山二四六の一、二四六の二、字汁谷二六六の一、二六六の二、字大谷一一〇三、字天ヶ谷一一七四、一一八二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字笏賀字西向二七の一、大字小河内字下恩地三九三の九、三九四の四、三九四の七、三九四の八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市広瀬字一ツ栗山三七〇、三七一の一、三七一の二、三七二の一、三七二の二、字垣ノ内山三七四の一、三七四の二、三七五、三七六の二、三八二の一から三八二の一五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市広瀬字立木山三九の一、字大王谷四九九、字イヤ谷七〇〇の二、字長石山九五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字芦谷一〇五〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）